

# 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に伴う著作権法の一部改正について

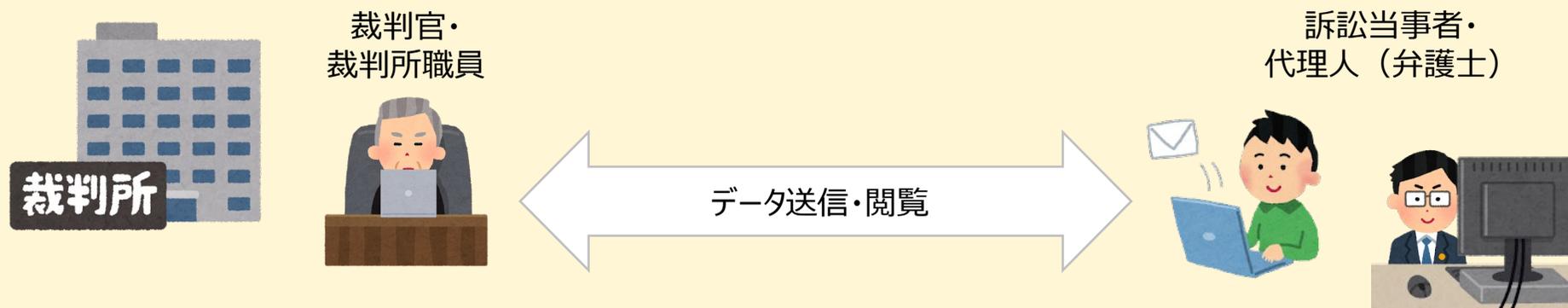
## 民事訴訟法の改正の概要

- 法務省では、今通常国会に民事訴訟法等の一部を改正する法律案を提出予定（3月8日閣議決定予定）。
- 主な内容は、民事訴訟手続の全面的なIT化を実現するなど民事訴訟制度の見直しのため、訴状等の電子データをオンラインで裁判所のサーバに提出することや、訴訟記録を電子データにより作成すること、訴訟記録の電子データを裁判所内の端末で閲覧することなどを可能とするもの。令和7年度の施行を予定。

## 著作権法の改正内容について

- 訴状等の訴訟記録に他人の著作物が含まれる場合、裁判所に電子データで送信して提出する行為や、その電子データを閲覧・ダウンロードさせるようにする行為は、著作権法に定める「公衆送信」等に当たり、現行では著作権者の許諾が必要。
- 裁判を受ける権利を阻害せず、公正な裁判手続を可能にするには著作権の円滑な処理が必要なことから、今般の一部改正法案の附則において著作権法の規定の必要な整備を行い、著作権者の許諾がなくても民事訴訟手続のために必要となるデータ送信等を行えるようにする。

### <民事訴訟制度のIT化によって可能となる行為のイメージ>



**（現 行）** 訴訟記録に他人の著作物が含まれる場合、著作権者の許諾が必要

**（改正後）** 裁判手続のために必要と認められる範囲内で、許諾なくデータを送信したり、閲覧させたりすることができるようにする

民事訴訟法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一	民事訴訟法(平成八年法律第九号) (第一条関係)	1
二	民事訴訟法(平成八年法律第九号) (第二条関係)	9
三	民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号) (第三条関係)	94
四	民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号) (第四条関係)	98
五	人事訴訟法(平成十五年法律第九号) (第五条関係)	135
六	家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号) (第六条関係)	152
七	家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号) (第七条関係)	155
八	民事執行法(昭和五十四年法律第四号) (第八条関係)	168
九	民事執行法(昭和五十四年法律第四号) (第九条関係)	169
十	民法(明治二十九年法律第八十九号) (附則第二十九条関係)	201
十一	担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号) (附則第三十条関係)	202
十二	鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号) (附則第三十一条関係)	203
十三	公証人法(明治四十一年法律第五十三号) (附則第三十二条関係)	204
十四	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号) (附則第三十三条関係)	205
十五	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号) (附則第三十五条関係)	209
十六	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (附則第三十六条関係)	211
十七	郵便法(昭和二十二年法律第六十五号) (附則第三十七条関係)	213
十八	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) (附則第三十八条関係)	215
十九	公認会計士法(昭和二十三年法律第三号) (附則第三十九条関係)	217
二十	刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号) (附則第四十条関係)	219

二十一	少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（附則第四十一条関係）	220
二十二	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第四十二条関係）	221
二十三	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（附則第四十四条関係）	229
二十四	民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（附則第四十五条関係）	232
二十五	民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（附則第四十六条関係）	234
二十六	法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）（附則第四十七条関係）	236
二十七	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）（附則第四十八条関係）	239
二十八	企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（附則第四十九条関係）	241
二十九	企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（附則第五十条関係）	242
三十	特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（附則第五十一条関係）	248
三十一	実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（附則第五十三条関係）	261
三十二	意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）（附則第五十四条関係）	263
三十三	商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（附則第五十五条関係）	264
三十四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（附則第五十六条関係）	265
三十五	不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）（附則第五十七条関係）	267
三十六	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（附則第五十八条関係）	269
三十七	商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（附則第六十条関係）	271
三十八	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（附則第六十一条関係）	272
三十九	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）（附則第六十三条関係）	284
四十	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第一百五号）（附則第六十四条関係）	285

四十一	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（附則第六十五条関係）	287
四十二	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（附則第六十六条関係）	288
四十三	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（附則第六十七条関係）	297
四十四	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（附則第六十八条関係）	299
四十五	預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（附則第六十九条関係）	301
四十六	民事保全法（平成元年法律第九十一号）（附則第七十条関係）	303
四十七	民事保全法（平成元年法律第九十一号）（附則第七十一条関係）	304
四十八	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（附則第七十二条関係）	313
四十九	借地借家法（平成三年法律第九十号）（附則第七十三条関係）	314
五十	借地借家法（平成三年法律第九十号）（附則第七十四条関係）	316
五十一	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（附則第七十五条関係）	318
五十二	不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（附則第七十六条関係）	319
五十三	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（附則第七十八条関係）	325
五十四	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（附則第七十九条関係）	328
五十五	種苗法（平成十年法律第八十三号）（附則第八十条関係）	339
五十六	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第八十二条関係）	344
五十七	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第八十三条関係）	347
五十八	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第八十四条関係）	348
五十九	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第八十五条関係）	356
六十	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第八十六条関係）	359

六十一	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第八十七条関係）	365
六十二	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（附則第八十八条関係）	390
六十三	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（附則第八十九条関係）	391
六十四	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（附則第九十条関係）	399
六十五	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（附則第九十一条関係）	405
六十六	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（附則第九十二条関係）	407
六十七	会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）（附則第九十三条関係）	409
六十八	会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）（附則第九十四条関係）	410
六十九	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（附則第九十五条関係）	418
七十	仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（附則第九十六条関係）	420
七十一	仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（附則第九十七条関係）	421
七十二	労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（附則第九十八条関係）	429
七十三	労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（附則第九十九条関係）	431
七十四	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（附則第一百条関係）	436
七十五	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（附則第一百零二条関係）	439
七十六	破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第一百零三条関係）	441
七十七	破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第一百零四条関係）	442
七十八	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（附則第一百五条関係）	450
七十九	会社法（平成十七年法律第八十六号）（附則第一百零六条関係）	452

八十一	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（附則第一百七七条関係）	453
八十二	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（附則第八八条関係）	454
八十三	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（附則第一百十条関係）	459
八十四	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（附則第一百十二条関係）	462
八十五	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（附則第一百十三条関係）	464
八十六	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（附則第一百四十四条関係）	474
八十七	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（附則第一百五十五条関係）	475
八十八	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（附則第一百十六条関係）	477
八十九	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（附則第一百七七条関係）	487
九十	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（附則第一百八八条関係）	489
九十一	特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八八号）（附則第一百九九条関係）	503
九十二	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）（附則第二百二十一条関係）	504
九十三	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）（附則第二百二十一条関係）	505
	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（附則第二百二十三条関係）	510

改正案

現行

<p>（政治上の演説等の利用）</p> <p>第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項及び第四十二条の二において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（裁判手続における公衆送信等）</p> <p>第四十二条の二 著作物は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定により電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行う裁判手続のために必要と認められる限度において、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>	<p>（政治上の演説等の利用）</p> <p>第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>（新設）</p>
--	---

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の三 (略)

(公文書管理法等による保存等のための利用)

第四十二条の四 (略)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 (略)

二 第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第四項、第七項(第一号に係る部分に限る。)、若しくは第九項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項又は第四十一条から第四十二条の二まで 翻訳

三〇六 (略)

2 (略)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の二 (同上)

(公文書管理法等による保存等のための利用)

第四十二条の三 (同上)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 (同上)

二 第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第四項、第七項(第一号に係る部分に限る。)、若しくは第九項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

三〇六 (同上)

2 (同上)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第

第四十七条の七、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十

二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一・二 （略）

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三

七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一・二 （同上）

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三

十八条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2・3 (略)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条の五第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行つた者

二 〇六 (略)

十八条第一項、第四十一条、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2・3 (同上)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条の五第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行つた者

二 〇六 (同上)

## (出版権の制限)

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

## (出版権の制限)

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行ったものとみなす。

一 (略)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

三・四 (略)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行ったものとみなす。

一 (同上)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

三・四 (同上)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目

定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十二条の二ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(著作隣接権の制限)

第百二条 (略)

258 (略)

- 9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、

的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(著作隣接権の制限)

第百二条 (同上)

258 (同上)

- 9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、

第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二〇五 (略)

(書類の提出等)

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二〇五 (同上)

(書類の提出等)

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

## (秘密保持命令)

第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四条の三第三項の規定により開示された書類又は電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

## (秘密保持命令)

第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四条の三第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書(民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録(同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならぬ。</p> <p>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(秘密保持命令の取消し)      第百十四条の七 (略)</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書とその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。</p> <p>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。</p> <p>5 (同上)</p> <p>(秘密保持命令の取消し)      第百十四条の七 (同上)</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書とその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3 5 (同上)</p>
--	--